

**令和6年度運営指導結果**  
**サービス種別：放課後等デイサービス**

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
株式会社わかば	土佐市	多機能型療育支援センター&JOY【エンジョイ】高岡店	R6.7.30	<p>感染症発生時において、利用者に対する指定児童発達支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）について、未策定の状況であることが認められた。</p> <p>感染症に係る業務継続計画を策定し、従業員に対し当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うこと。</p> <p>また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。</p>	改善済	
株式会社さん・さん	芸西村	さん・さん高知	R6.8.20	<p>安全計画を策定していないことが認められた。</p> <p>障害児の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定事業所での生活その他の日常生活における安全指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。</p> <p>策定後は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に行うこと。</p> <p>また、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。</p>	改善済	
				<p>サービスを提供している時間帯において児童指導員、保育士の配置が不足している時間帯が認められた。</p> <p>利用障害児の数が10人までの場合は、サービスの提供を行う時間帯を通じてその提供に当たる児童指導員、保育士を2人以上配置すること。</p> <p>なお、そのうち人員欠減算に該当する期間（令和5年12月）については、過誤調整等必要な措置を講じること。</p>	改善済	
株式会社三葉	宿毛市	COMPASS発達支援センター宿毛	R6.11.14	特になし		
株式会社三葉	四万十市	COMPASS発達支援センターしまんと	R6.11.15	特になし		
福の種株式会社	香南市	あやばにハウス	R6.12.13	<p>安全計画を策定していないことが認められた。</p> <p>障害児の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定事業所での生活その他の日常生活における安全指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。</p> <p>策定後は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に行うこと。</p> <p>また、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。</p>	改善済	